

難病患者在宅レスパイト事業



栃木県

訪問看護を利用して、ひと休みしませんか？

～介護を担うご家族の負担を軽減するレスパイト(休息)支援～

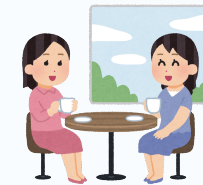
難病により医療的ケアを受けている方を支えるご家族が安心して休養できるよう、ご自宅での訪問看護の利用費を県が負担します。

※ 年間最大48時間まで

※ 訪問看護ステーションの実費(交通費等)やキャンセル料は自己負担

∴ こんな時に気軽に利用できます ∴

買い物に ご自身の受診や検診に 美容・理容に 外出して気分転換に 少しひとりの時間に



対象者

以下のすべてを満たす栃木県に住所を有する方

- 特定医療費（指定難病）受給者、または特定疾患治療研究事業対象疾患医療受給者
- 在宅で同居の家族が介護
- 医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としている
- 訪問看護により医療的ケアを受けている

※ 医療的ケアを受けている方が**20歳未満**である場合は「医療的ケア児等在宅レスパイト事業」をご覧ください。



難病患者
在宅レスパイト事業



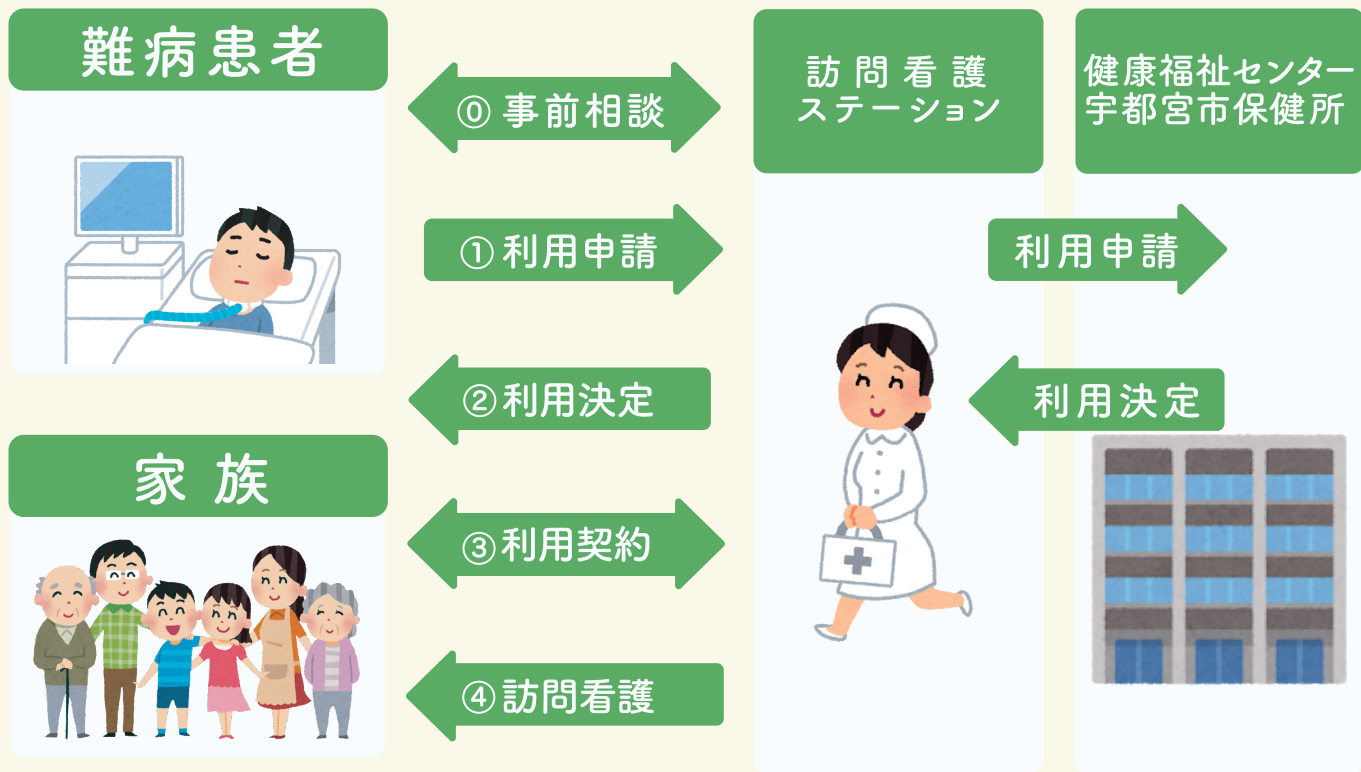
医療的ケア児等
在宅レスパイト事業

ご利用方法など、お気軽にお問い合わせください

お問い合わせ先 電話番号

- ・ 県西健康福祉センター 0289-62-6225
- ・ 今市健康福祉センター 0288-21-1066
- ・ 県東健康福祉センター 0285-82-3323
- ・ 栃木健康福祉センター 0282-22-4121
- ・ 県南健康福祉センター 0285-22-1509
- ・ 矢板健康福祉センター 0287-44-1297
- ・ 県北健康福祉センター 0287-22-2679
- ・ 烏山健康福祉センター 0287-82-2231
- ・ 安足健康福祉センター 0284-41-5895
- ・ 宇都宮市保健所 028-626-1116
- ・ 栃木県保健福祉部感染症・疾病対策課 028-623-3086

手続きの流れ



手続きの内容

①	家族は事業の利用について、訪問看護ステーションと 事前相談 します。
②	訪問看護ステーションから連絡があったら、家族は訪問看護ステーションへ利用申請書を提出します。
③	訪問看護ステーションから家族へ利用決定通知が送付されます。
④	家族と訪問看護ステーションは利用契約を締結の上、訪問看護提供日を 調整 します。
⑤	訪問看護ステーションが難病患者に訪問看護を提供します。

※利用を希望される訪問看護ステーションがあらかじめ県と契約を結ぶ必要があります。
 ※1日あたりの利用時間については訪問看護ステーションにご相談ください。